

令和 2 年 5 月 11 日

委員各位

泉南市 ABC 委員会

会長 原田 六次郎

泉南市 ABC 委員会令和 2 年度定期総会（書面表決）の開催について

青葉の候 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当委員会の活動に対し、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当委員会では例年この時期に定期総会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面表決とさせていただきます。

つきましては、別添「令和 2 年度定期総会議案書」をご確認のうえ、別紙の書面表決書にご署名及び各議案への賛否をご記入いただき、**令和 2 年 5 月 20 日（水）**までに、書面表決書を事務局までご提出ください。

【問い合わせ先】

泉南市 ABC 委員会総合事務局 水内、水田
（泉南市政策推進課）

Tel 072-483-0004 Fax 072-483-0325

書 面 表 決 書

令和 2 年 5 月 日

ふりがな			会員数	人
団体名				
ふりがな		住 所		
代表者		TEL		
ふりがな		住 所		
担当者		TEL		

私は、令和 2 年度定期総会における下記議案について、次のとおり表決します。

議案番号	議 案	賛 成	反 対
第 1 号議案	令和元年度活動報告・決算報告について		
第 2 号議案	令和元年度監査報告について		
第 3 号議案	退会委員の承認（案）について		
第 4 号議案	泉南市 A B C 委員会会則の改正（案）について		
第 5 号議案	令和 2 年度役員の選出（案）について		
第 6 号議案	令和 2 年度活動計画（案）・予算（案）について		

- (注) 1. 各議案について、「賛成」・「反対」いずれかに○印で表示してください。
 2. 「賛成」・「反対」の両方に○印がある場合および両方に○印がない場合には、その議案について賛成とみなします。また、期限まで提出して頂けない場合についても賛成とみなします。

※5月20日（水）までに御返送をお願いいたします。

(経費) 第13条 委員会の経費は、次の収入をもってあてる。 (1) 市の助成金 (2) 寄付金 (3) その他の収入 (監査) 第14条 会計監査は、毎会計年度1回以上、会計を監査しなければならない。 (補則) 第15条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、総会の審議を経て<u>会長</u>が定める。 附 則 この会則は、昭和63年5月23日から施行する。 附 則 この会則は、平成元年5月26日から施行する。 附 則 この会則は、平成2年5月31日から施行する。 附 則 この会則は、平成3年5月29日から施行する。 附 則 この会則は、平成4年5月28日から施行する。 附 則 この会則は、平成9年6月4日から施行する。 附 則 この会則は、平成14年6月4日から施行する。 附 則 この会則は、平成15年5月23日から施行する。 附 則 この会則は、平成16年6月2日から施行する。 附 則 この会則は、平成17年7月8日から施行する。 附 則 この会則は、平成18年7月6日から施行する。	(経費) 第12条 委員会の経費は、次の収入をもってあてる。 (1) <u>会費</u> (2) 市の助成金 (3) 寄付金 (4) その他の収入 (<u>会費</u>) <u>第13条 会費については、一口1,000円とする。</u> <u>2 委員会に所属する団体は、毎会計年度内に一口以上会費を納入しなければならない。</u> (監査) 第14条 会計監査は、毎会計年度1回以上、会計を監査しなければならない。 (補則) 第15条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、総会の審議を経て<u>委員長</u>が定める。 附 則 この会則は、昭和63年5月23日から施行する。 附 則 この会則は、平成元年5月26日から施行する。 附 則 この会則は、平成2年5月31日から施行する。 附 則 この会則は、平成3年5月29日から施行する。 附 則 この会則は、平成4年5月28日から施行する。 附 則 この会則は、平成9年6月4日から施行する。 附 則 この会則は、平成14年6月4日から施行する。 附 則 この会則は、平成15年5月23日から施行する。 附 則 この会則は、平成16年6月2日から施行する。 附 則 この会則は、平成17年7月8日から施行する。 附 則 この会則は、平成18年7月6日から施行する。
---	---